

自己負担金の助成について

マル福を受給している方は、マル福を利用すると1回あたりの医療費自己負担額が下記のとおりとなりますが、かすみがうら市では、この自己負担金の助成を行っております。（一部対象外あり）

●マル福利用時の医療費自己負担額（医療機関ごと）

外来：1日600円まで（医療機関ごとに月2回まで負担）

入院：1日300円まで（医療機関ごとに月3、000円まで負担）

●助成診療区分・対象者

診療区分 \ 対象者	小 児	ひ と り 親	妊 産 婦
外 来	全 員	全 員	全 員
入 院	全 員	年度末年齢18歳以下の方のみ	無 し

●振込方法・時期

基本的に毎年1月～12月診療分をまとめて翌年3月に自動で登録口座へ振り込みをいたします。
（支給決定通知は送付いたしません。）

なお、下記①・②のいずれかに該当する場合は申請が必要となります。

◆申請が必要なとき

①ひとつの医療機関あたり月1回の受診で、下記のいずれかに該当する場合

- ・自己負担額が600円未満のとき
- ・3割負担の方で領収書に記載の保険点数合計が200点以下のとき
- ・2割負担の方で領収書に記載の保険点数合計が300点以下のとき

②ひとつの医療機関あたり月2回の受診で、2回とも下記のいずれかに該当する場合

- ・自己負担額が600円未満のとき
- ・3割負担の方で領収書に記載の保険点数合計が200点以下のとき
- ・2割負担の方で領収書に記載の保険点数合計が300点以下のとき

※一か月分ごとに申請書を記入いただくため、診療月の翌月以降に申請をお願いいたします。

◆申請が必要なときの必要書類

- ・医療福祉費受給者証
- ・健康保険資格の確認ができるもの（健康保険証・資格確認書など）
- ・領収書原本（受給者氏名と保険点数が記入されているもの）

◆申請場所

- ・国保年金課（市民窓口センター）
- ・霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）
- ・千代田出張所（千代田コミュニティセンター）

【お問い合わせ先】

かすみがうら市 国保年金課 医療年金担当
TEL 0299-59-2111 / 029-897-1111